

□公害防止のための助成と今後の防止対策

1 中小企業者の負担軽減

県は、公害防止施設の整備を促進するために、中小企業者を対象として昭和四十四年、公害防止施設整備資金制度を定足させ、この資金の融資を受けた者に対しては、利子補給を行ない中小企業者の負担の軽減をはかっている。

この制度の発足以来の融資のあっせんおよび実行の状況は、次表のとおりである。

2 公害防止条例による規制強化

四十七年三月、条例の全面的な改正を行なったが、実質的な規制対象施設、規制基準については、規則に委ねているので、公害関係諸法を補完した地域の特性を生かした独自の規制を行ない規制の強化をはかる。また、熊本市圏河川および球磨川、八代地区海域にかかる上せ条例の施行により汚濁河川の浄化をはかる。

註1 熊本県公害防止条例施行規則は四十七年九月二十七日施行された。

註2 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例として四十七年十二月二十七日公

3 新立地企業および既存企業に対する指導強化と防

止施設に対する助成

有明臨海工業地帯の開発、あるいは農村地域工業導入等に伴う企業の新立地に対する公害防止の指導および既存企業については事業場における排出基準適合調査を行なうこと等により汚染、汚濁の未然防止をはかる。このことに伴い、防汚施設の改善等設備資金の需要の増大に対処し助成の強化をはかる。

・公害調査用機器の整備と監視調査の充実

区分	融資あっせん		融資実行		貸出率 (%)
	原資	件数	金額	件数	
44	60,000	1	2,000	1	3.3
45	100,000	1	4,500	1	4.5
46	100,000	5	32,800	4	29.9
47	120,000	18	104,200	9	43.0
計	380,000	25	143,500	15	23.1

(47年度は10月現計)

四十五年度以降公害調査用機器の整備をはかってきたが、四十七年度においてもさらに充実をはかり、大気、水質、騒音の環境調査のための測定点を増し、監視体制を強化する。

PPM (汚染原因者負担の原則) Polluter Pays Principle

の略であり、環境汚染防止の費用は汚染原因者が負担すべきであるとの考えであって、一九七二年二月OECD (経済協力開発機構) の環境委員会が合意され理事會に報告されたものである。

parts per million の略であり、一〇〇万分の一を1PPMといひ、大気汚染や水質汚濁の汚染物質の濃度を示す単位として用いられる。

大気の場合一m³の大気中に一cm³の汚染物質が存在する濃度が1PPMである。

BOD (生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略であり、水中の汚濁物質 (有機物) が微生物によって分解される際に消費する酸素量のことである。水中の汚濁物質が多いとBODが増加し、DO (溶存酸素) は少なくなる。

SS (浮遊物質) suspended solid の略であり、水中に浮遊している物質の量のことをいひ、地面から流出した粘土や有機質、微生物及び産業廃水中の懸濁物からなる。浮遊物質は河川や海域において堆積して、田子の浦港のヘドロ問題等の公害の原因となる。

環境基準 公害対策基本法に基づき大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染および騒音に関する、排出規制、立地規制、社会資本の整備等の各種施策により維持し、達成すべき行政上の目標を具体的に明らかにすることを目的として設定されるものである。

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等が排出するばい煙の量もしくは濃度または排出水の汚濁の状況に関する許容限度等として定められる。

規制基準のうち、国の定める一律基準に対し、その基準によっては人の健康を保護し、生活環境を保全することができないとして、ばい煙および排出水の排出について県が条例 (上乗せ条例) で定めるよりきびしい基準をいう。

上乗せ基準

騒音の大きさをはかる単位として広く使用されており、音の物理的な強さの単位であるデシベル (dB) を耳の感覚に合うように補正したものである。騒音のうるささには、音の高さ、時間変化及び季節等も大きな影響がある。

環境アセスメント

環境汚染を防止するための新しい考え方の一つであり、たとえば新たに工場が立地する場合環境全体の見地からこれを包括的に評価し、もし環境に悪影響を及ぼすことが予想される場合はもっとも適切な防除策を講じるといふものである。



産業廃棄物実態調査報告

「ゴミ」・ヒト問答

「ゴミ」この最もヒトから嫌われるもの、環境破壊の最たるもの、この処理にヒトは日夜係わり、のがれることができない。

しかし、ヒトは「のどもと過ぎれば何とやら……」で、「ゴミ」の行方については考えようとしないう傾向がある。次の問答は「ゴミ」からヒトへの質問状である。ヒトの皆さんよく考えていただきたい。

「ゴミ」——まず、県内全域から排出される我々ゴミの量はどのくらいなんだろう。

「ヒト」——ここに四十七年に実施した熊本県における産業廃棄物実態調査の結果があります。それによると、一カ月間に排出される廃棄物量は五十六万七千八百四十二トン、そのうち、産業廃棄物は五十一万五千二百一十トン、一般家庭からの廃棄物は五万二千六百三十一トンと推定されています。

「ゴミ」——一口にゴミというが、ヒトはかつてに産業廃棄物と一般廃棄物とに区別して、産業廃棄物が一般廃棄物の十倍く

多いようだ。産業廃棄物にはどんな種類があるのかな。

「ヒト」——四十六年九月二十四日から施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第二条及び同法施行令第一条で定めてありますが、次の種類別排出量表にその殆んどが網羅されているようです。

「ゴミ」——我々ゴミの落着き場所を定められないので、非常に居心地が悪く、そのうえ、ヒトからは嫌われている。ヒトは処理方法を考えているのだろうか。

「ヒト」——産業廃棄物の処理については、

産業廃棄物種類別排出量

種別	排出量 t / 月	%
焼却可能な廃棄物	144,984	27.7
セルロース系廃棄物	9,595	1.8
固体状廃棄物	154,579	29.5
動植物性残渣	10,276	2.0
プラスチック・ゴム	1,103	0.1
油類	1,107	0.2
廃アルカリ・廃液	56,787	10.9
汚泥	57,481	11.0
畜ふん尿	162,075	32.6
小計	288,829	56.8
再生利用可能な廃棄物	1,583	0.3
金属くず	1,636	0.3
方ラ	13,215	2.5
鋳さ	16,434	3.1
小計	10,758	2.1
そのまま処理可能な廃棄物	3,536	0.7
燃えがら	32,194	6.2
砂	8,881	1.7
建設廃材	53,369	10.6
小計	515,211	100%

「ゴミ」——話を聞いておると、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は県の管轄のように聞こえるが……。

「ヒト」——いいえ、そうではありません。県は、基本的計画を策定し、処理については、広域処理を必要とする場合県が行ない、一般廃棄物と産業廃棄物を共同処理した方がよい場合は市町村が行なうことになっていきます。

「ゴミ」——ところでその産業廃棄物の自家処理

法第三条で、事業者の処理責任を明定し、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならぬものとしています。

「ゴミ」——事業者が自家処理を求めただけで、我々が嫌われなくなるものならそれでよいが、そう簡単なものではないように思えるが……。

「ヒト」——行政面では、都道府県知事が、その管轄する区域内の産業廃棄物に関する総合的な処理計画を策定するものとされており、また、県は市町村の清掃事業が効果的に遂行されるように必要な援助を与えるように努め、その管轄区域内の産業廃棄物の全般的な収集、運搬及び処分状況把握し、事業者、廃棄物の処

理業者又は地方公共団体の廃棄物の処理事業によって、管轄する区域の全域にわたって産業廃棄物の適正な処理が行なわれるようにしなければなりません。

「ゴミ」——地域住民は我々ゴミを放置していいのかな。

「ヒト」——いいえ、市町村の住民は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、市町村長が定める計画に従って建物内の大掃除を実施しなければなりません。それに、公園、広場その他の公共の場所を利用する者及び当該公共の場所を管理する者は当該公共の場所を常に清潔に保つように努めなくてはなりません。